

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和元年度活動結果概要

令和元年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」といいます。）」の活動結果は、以下のとおりです。

1. 法令違反に関する通報等の受付

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」と、各種建設業に関する相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

令和元年度は、「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報等が87件あり、その内訳は次のとおりでした。

【内訳】

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ●法令違反に関する疑義・・・・・・・・・・21件 | ●不払い相談・・・・22件 |
| ●社会保険加入に関する相談・・・・14件 | ●契約関係・・・・1件 |
| ●建設業法に関するその他相談・・・・29件 | |

2. 建設業者への立入検査

令和元年度は、大臣許可業者55業者に対し、立入検査を実施しました。

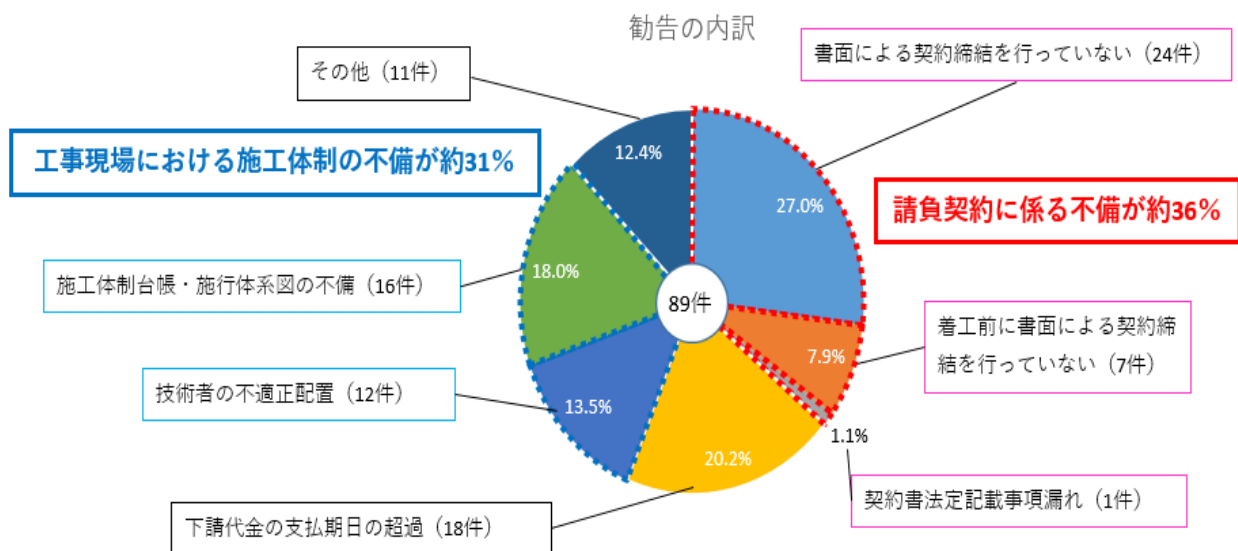
【主な内訳】

- フォローアップを目的とした立入検査・・・・・・・・・・29業者
- 下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査等・・・・・・・・31業者

※1業者に対し、複数の事由により立入検査を行う場合があるため、立入検査業者数と上記内訳の合計は一致しない。

立入検査の結果、建設業法における義務規定違反が1件以上あった43業者に対し改善のための文書勧告を実施し、改善報告を求めました。

勧告において改善を求めた事項の総数は89件であり、このうち請負契約に係る不備が32件（約36%）、工事現場における施工体制の不備が28件（約31%）を占めていました。【詳細は、次のページの図を参照】



※ 1業者に対し複数の勧告を行うことがあるため、「勧告業者数」と勧告において改善を求めた事項の合計は一致しない。

3. 「建設業取引適正化推進月間（11月）の取組

建設業の取引適正化に関する法令遵守が図られるよう集中的に活動を行う『建設業取引適正化推進月間』（11月）には、各県知事許可部局と連携のうえ、**12業者**（大臣許可業者6業者、各県知事許可業者6業者）に対し、合同立入検査を実施しました。

また、中国地方整備局と各県の共催により、「建設業法に関する講習会」を**8回**開催し、建設業関係者を中心に延べ**519名**に参加いただきました。